

日時 : 2022年03月21日

場所 : 学士会館セブンズハウス 東京都千代田区神田錦町3丁目2-8

参加者 : 日中協力中心 朱元曾(博士)会長、森岡浩美 専務理事

: 日中技交 佐藤監査、熊澤壽人(記)

趣旨 : 1月21日に日中協力センターと覚書交換を行ったが、同センターより、青島を中心として中国各地へ広げている青島漢和泉控股有限公司も含めた三者で覚書交換を行いたいとの打診があった。このため日中協力センターより青島漢和泉控股有限公司の会社概要の説明を聞いた。

この結果、同有限公司は日中協力センターの実行部隊と考えられるので、覚書交換は可能であろうと考えた。具体的活動は同社を含めて行うことになりそうである。

覚書交換案書面が提案され、一部に表現があいまいな点があったのでそこを訂正することおよび、第9条として誠実協議条項を織り込んだ。これは覚書に定めのない事項、又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は誠意をもって解決するという内容である。

覚書交換日時は別途定めることとした。

以上

事業協力に関する覚書

株式会社日中協力センター（以下「甲」という）と日中技術交流センター（以下「乙」という）、青島漢和泉控股有限公司（以下「丙」という）は、次の通り覚書を締結する。

第1条（目的） 甲と乙、丙は、相互の事業運営に際し、お互いの組織の独立性を尊重し、各々の事業発展に寄与することを目的に、類似事業において以下の第3条から第4条において協力・実施しあうこととする。本覚書に関わる具体的な事業の執行については、個別覚書を別途定める。

第2条（呼称） 甲と乙、丙は、相互を「友好協力団体」と位置づけ、三者の公開する資料にそれを公開することができる。

第3条（講演会等） 甲乙丙とも別々に得られた講演会等の情報で、それを持つ方が他方に協力を依頼したいと判断された情報は各々の会員に連絡する。

第4条（人材紹介） 甲乙丙とも別々に得られた人材紹介等の情報で、それを持つ方が他方に協力を依頼したいと判断された情報は各々の会員に連絡することができる。

第5条（業務連絡会議） 甲と乙、丙は、業務連絡会議を設定し、日常業務上発生する問題に対しての解決案を話しあう。業務連絡会議に参加する三者の代表人は暫定的に、朱元曾、森岡浩美（甲方）、熊澤壽人（乙方）、付俊（丙方）とすることができる。

なお、朱元曾は日中協力センターの会長、森岡浩美は日中協力センターの専務取締役、付俊は青島漢和泉控股有限公司の会長である。

第6条（覚書の有効期間） 令和4年 月 日から有効とし、有効期間は開始日より3年とする。ただし、解消の申し入れが、甲乙丙いずれからもない場合は、本覚書は自動的に3年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第7条（途中変更） 本覚書の変更が必要と提案された場合は、三者が話し合い、合意が得られた場合、本覚書を都度修正し、再締結してゆく。

第8条（途中解消） 甲、乙、丙三者のいずれかでも、文書による解消の申し入れは出来、かつその申し入れは三者協議の上、承認される。なお、その場合の解消日は三者の紳士的話し合いにて決定する。

第9条（誠実協議条項）本覚書に定めのない事項、又は本覚書の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙丙は、本覚書の趣旨に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本取り決めの証として本書を3通作成し、甲および乙、丙は記名押印のうえ各1通を保管する。

令和4年 月 日

甲	株式会社日中協力センター 代表取締役 王 虹	印
乙	日本技術士会登録グループ日中技術交流センター 代表幹事 熊澤 壽人	印
丙	青島漢和泉控股有限公司 董事長 魏 貞貞	印

覚書案



打合せ集合写真